

## 第 196 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 6 年 11 月 26 日 (火)

時間 午後 10 時 00 分～

場所 福島市市民会館 2 階 第 2 ホール

(司会)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 196 回福島県都市計画審議会を開会いたします。

私、本日司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の清野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために、会議を非公開とする場合には、会場から退出していただくこととなりますので、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

また、お配りいたしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様へ配布しております資料の確認をさせていただきます。

1 枚目が次第、それから横書きの議案書、資料 1、こちらの 3 種類になります。

また、本日の審議会の一部の委員におかれましては、リモート形式により参加をいただいております。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、委員の皆様方へは、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際に、まず委員の議席番号、氏名から御発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

まず、最初に、出席委員数を御報告いたします。定員 19 名のうち、出席委員数は 18 名でございます。内訳といたしましては、対面出席が 11 名、リモートでの出席が 7 名でございます。うち代理出席が 6 名となっております。これによりまして、福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達して

おりますので、本会が成立していることを確認いたします。

次に、議事録署名人を定めたいと思います。これにつきましては、慣例に従い議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。

では、御異議ございませんので、御指名申し上げます。11番の西田奈保子委員、17番の大橋沙織委員のお二方をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

次に、議案書の目次をお開き願いたいと思います。本日は、報告事項1件、議案2件予定しております。

では、次第の2番、報告事項に移らせていただきたいと思います。議案書の1ページをお開きください。第195回福島県都市計画審議会に付議されました案件につきまして、事務局より御報告をお願いします。

(事務局)

県都市計画課の櫻澤と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。前回9月12日に開催いたしました第195回福島県都市計画審議会に付議されました案件につきまして、御報告いたします。議案番号は、議案第2048号です。議案名は湯本駅周辺土地区画整理事業における意見書についてでございます。本案件はいわき市が施行者となっております土地区画整理事業におきまして、この土地区画整理事業の事業計画を縦覧したところ、意見書の提出がありましたので、この意見書の意見を採択すべきかということについて、土地区画整理法に基づき、県の都市計画審議会で審議をいたしました。

審議の結果、意見書に係る意見は、全てについて採択すべきでないとの議決されましたので、意見書を提出された方々につきましては、その旨を9月30日付けの文書で通知しております。

また、その後、本土地区画整理事業につきましては、10月8日に市に対し、県が認可をしております。報告は以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただいまの御報告に関しまして、御質問等ございますでしょうか。リモートで御参加の方、手を挙げる機能かあるいは、声を出していただければと思います。リモートの方も特にございませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、質問等無しということですので、続きまして、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。

本日、御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問のありました2件でございます。議案第2049号、県中都市計画道路の変更について、議案第2050号、県南都市計画道路の変更についてであります。

それでは議事の審議に入らせていただきたいと思います。第2049号と第2050号の議案は関連する案件でございますので、一括して取り扱わせていただきます。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、初めにスクリーン及び御手元にお配りしております資料1、これにより御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページを御覧ください。議案第2049号、第2050号につきまして御説明いたします。今回は、全て都市計画道路の変更となります。主な内容につきましては、国で実施される国道4号矢吹鏡石道路の区間の4車線化整備に必要な変更となります。変更は都市計画区域ごとに行いますので、2049号は県中の区域の道路、2050号は県南の区域の道路でまとめております。国道4号線は両区域に跨がっているため、それぞれの区域に分けて決定いたします。その関係で今回は4つの都市計画道路の変更となっております。

また、資料中の道路の名称につきましては、全て都市計画道路名でございます。都市計画道路名の国道4号線は、道路の路線名としましては、一般国道4号、矢吹停車場線につきましては、一般県道矢吹停車場線、矢吹棚倉線の変更区間につきましては、主要地方道棚倉矢吹線となります。路線名の前に記載されました番号につきましては、区分、規模、一連番号を表しております。例えば、最初の3につきましては幹線道路を意味しております。次の3につきましては、幅員22メートル以上30メートル未満、5につきましては、12メートル以上16メートル未満を表しております。最後の一連番号につきましては、都市計画区域ごとにたくさん都市計画道路がございますので、区分ごとの一連番号を付すという決まりになってございます。

2ページを御覧ください。こちらは、今回変更する道路の位置図となっております。図の右上が北になります。図の太い赤い矢印が、今回変更する国道4号線とな

ります。鏡石町の区間が、県中都市計画道路 3・3・1 号の 4 号線で、変更する延長は 1,800 メートルです。矢吹町の区間が県南都市計画道路 3・3・302 号で、変更する延長は 3,230 メートルです。

さらに、矢吹町内では国道 4 号線の変更区間内において、交差する県道の 2 か所の都市計画を変更するため、3・5・301 号矢吹停車場線、3・3・303 号矢吹棚倉線の交差部を併せて変更いたします。

3 ページを御覧ください。まず、議案第 2049 号県中都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。

4 ページを御覧ください。こちらは県中都市計画道路 3・3・1 号国道 4 号線の総括図となります。国道 4 号線は昭和 34 年に都市計画決定され、令和 2 年度に、図面に赤矢印で旗揚げしている延長 1,800 メートルの区間につきまして、4 車線の道路面の幅員に変更しております。左上の表中に主な諸元を記載しておりますが、今回の変更につきましては、起終点の位置や延長等については変更ございません。詳しくは次ページで御説明いたしますが、延長 1,800 メートルの区間につきまして、現在の道路面の幅員から道路敷の幅員へ変更するものでございます。

5 ページを御覧ください。こちらは変更する 1,800 メートルの区間を拡大した計画図となっております。図面の右が北となります。薄い赤色で着色している部分が、既に決定されている現在の都市計画の区域でございます。4 車線の路面幅により一律で決定されております。今回は、この薄い赤色の区域に対し、道路の法面や、交差点の隅切りなど、濃い赤色で着色した部分を追加し、道路敷の幅に変更するものでございます。

なお、国道 4 号線の区域の外側には、今後、町及び地元住民等との調整の上側道などを設置する予定になっており、設置場所や形状等も含めまして、国の方で検討しているという状況でございます。

6 ページを御覧ください。こちらは今回の都市計画変更の内容を示した横断図となります。現在決定されている区域は、青色で旗揚げしている部分であり、車道及び歩道を含めた道路面の幅員となっております。今回、道路設計が完了したことから、国道 4 号線の 4 車線化整備に必要な国道 4 号線の幅が確定したため、道路法面や側溝などを含めた道路敷の幅員に変更するものであります。

7 ページを御覧ください。こちらは標準横断図となっております。計画幅員には変更はございませんが、改めて御説明いたします。道路部分は第 3 種第 1 級で、交差点部を除き、設計速度は 80 キロメートルとなっております。車道は 4 車線で車道幅員が 3.5 メートルであるなど、横断図のとおり、幹線道路としての走行性や安全性を確保する形で既に決定されております。図面の

段が一般部で、これがこの区間の標準的な断面となります。幅員 25.25 メートルを整数にした 26 メートル、こちらが計画幅員となります。

また、都市計画は計画の数値だけではなく、計画図により、道路の区域が決定されます。先ほどの図面のとおり決定されることとなります。

なお、下段の交差点部は、参考として掲載させていただいております。計画幅員は、道路の設計基準である道路構造令に基づき設計をしております。今回の都市計画変更は、この計画幅員に法面や側溝などの区域を追加するものでございます。

8 ページを御覧ください。続きまして、議案第 2050 号、県南都市計画道路の変更につきまして、御説明いたします。

9 ページを御覧ください。こちらは県南都市計画区域の総括図となっております。今回、県南都市計画道路で変更するのは、3 路線でございます。右上から左下に縦に通っている道路、こちらが 3・3・302 号国道 4 号線でございます。この国道 4 号線に交差する県道で、3・5・301 号矢吹停車場線と、同じく国道 4 号線に交差する県道で 3・3・303 号矢吹棚倉線がございます。国道 4 号線につきましては、先ほどの県中と同様に昭和 34 年に都市計画決定されており、令和 2 年度の変更により、図面の右側に赤矢印で旗揚げをしております延長 3,230 メートルの区間全てを 4 車線の道路面の幅員で決定しております。今回の変更は、延長 3,230 メートルの全区間について、鏡石町の変更と同様に、4 車線の道路面の幅員から道路敷の幅員へ変更するものです。

10 ページを御覧ください。こちらが矢吹町分の国道 4 号線の計画図となります。延長が 3,230 メートルと長いことから、このページと次のページ 2 枚に分けて御説明させていただきます。図面の右上が北を示しております。起点は左側でございます。本図は白河市側で、南側半分を表示しております。薄い赤色で着色された部分が、先ほど御説明しましたとおり既に決定されている都市計画の区域でございます。鏡石町の区間と同様に 4 車線の道路面幅員で一律に決定しております。変更内容も鏡石町の区域と同様で、この区域の幅に対し、道路の法面や交差点の隅切りなど、濃い赤色で着色した部分を追加し、道路敷の幅に変更するものでございます。

なお、国道 4 号線の区域の外側には、同じように側道などを設置する予定であり、国の方で検討を進めている状況でございます。

11 ページを御覧ください。続いて 2 枚目の計画図となります。終点側の鏡石町との境界地点までを表示した図面となっております。図面の右側が北となります。1 枚目と同様の変更となります。

また、本図の左側に青い矢印で示した矢吹駅入口交差点がございます。左下に拡大図で表示している交差部分につきましては、濃い赤色で着色した都市計画

の追加の部分と、黄色で着色した廃止の部分がございまして、交差点設計により、区域の変更・廃止を行うものでございます。詳細につきましては、矢吹停車場線の方で御説明いたします。

12 ページを御覧ください。国道 4 号線の変更でございます。都市計画変更の内容につきましては、先ほど御説明いたしました県中と同じでございます。現在決定されている区域は、青色で旗揚げされた部分で、車道と歩道を含む道路面の幅員となっており、今回、道路法面や側溝などを含む道路敷の幅員に変更するものでございます。

13 ページを御覧ください。標準横断図につきましても、先ほどの県中と同様ですので、説明の方は省略させていただきます。

14 ページを御覧ください。次に、3・5・301 号矢吹停車場線の変更につきまして、御説明いたします。

15 ページを御覧ください。国道 4 号線との交差部における変更内容の詳細につきまして、御説明いたします。図の左側が現計画となっております。図の下側が JR 矢吹駅で、こちらから国道 4 号線と交差するまでの区間が矢吹停車場線となっております。現計画では、矢吹駅入口交差点におきまして、矢吹停車場線から国道 4 号線の通り抜けを考慮した計画となっております。右の図は変更計画となります。矢吹駅入口交差点の右にある柳堀込交差点における町道の利用実態等も踏まえ、町道での国道 4 号の通り抜けを考慮した交差点設計を行った結果、矢吹停車場線の交差位置を左側に変更するものでございます。

16 ページを御覧ください。今ほど御説明いたしました矢吹停車場線の交差位置の変更につきまして、計画図で御説明いたします。左側にある拡大図は、矢吹駅入口交差点の拡大図でございます。図の薄い赤色が既に決定済みの区域でございます。黄色の着色部分が、今回廃止をする区域、濃い赤色は今回追加する区域でございます。現計画と変更計画の図を御覧ください。太い黒線が交差する道路の形状でございます。現計画から変更計画に矢吹停車場線の交差形状が変更となることを受けまして、黄色い部分が黒色の枠から外にはみ出し、不要な区域となり、新たに濃い赤色の部分が黒色の枠の中に入り必要な区域となります。

17 ページを御覧ください。こちらは矢吹停車場線の標準横断図となっております。幅員は、車道と歩道を含めた 12 メートルとなります。今回は、国道 4 号線の交差部のみの部分的な変更であることから、一般部の標準的な幅員には変更がないため、計画幅員には変更はございません。

18 ページを御覧ください。議案の最後となります。3・3・303 号、矢吹棚倉線の変更につきまして御説明いたします。

19 ページを御覧ください。こちらは、矢吹棚倉線の計画図でございます。図面の上が北となります。矢吹棚倉線の変更につきましては、国道4号線の4車線化に合わせ、本県道の道路利用状況等を踏まえ、矢吹棚倉線の起点である国道4号線との交差部におきまして、右折車線を新たに追加するための変更となります。図の右上に変更区間の車線表示を図示しております。現況につきましては、国道4号線に向かう車線は、直進左折と右折、それと対向車線の3車線となっております。今回の変更によりまして、国道4号線に向かう車線は、現況の直進左折、右折、これに右折車線を1車線追加し、対向車線を合わせて4車線とするものです。都市計画道路の変更としましては、本図のとおり、右折車線を付加することにより、濃い赤色の部分を新たに道路の区域に追加する変更となります。

20 ページを御覧ください。こちらは、矢吹棚倉線の標準横断図です。構造形式が、地表部と嵩上部の2種類でございます。嵩上部につきましては路線の途中でございます JR 東北本線にかかる陸橋を含む区間となりまして、地表部の計画幅員は14メートル、嵩上げ部の計画幅員は26メートルで決定されております。今回変更する区間は、地表部に含まれますが、これまでの御説明と同様に、部分的な幅員の変更であることから、一般部の標準的な幅員を採用する計画幅員につきましては、変更はございません。

21 ページを御覧ください。最後に、今回の都市計画変更に対する意見書について、御説明いたします。都市計画道路の変更に向け、令和6年10月8日から2週間、法定縦覧を行ったところでございますが、今回の件につきましては意見書の提出はございませんでした。また、後ほど、議案書でも御説明いたしますが、当該変更におきましては、関係する鏡石町及び矢吹町からも同意を得ているという状況でございます。スライドの方での御説明は以上となります。

続きまして、御手元の議案書につきまして御説明いたします。

3 ページをお開き願います。議案第2049号、県中都市計画道路の変更について、都市計画道路中3・3・1号国道4号線を次のように変更する。表中の記載につきましては、先ほど、御説明いたしましたとおり、既決定から変更はございませんが、区域につきましては、計画図表示のとおりとなります。

4 ページをお開き願います。理由につきましては、先ほどスライドで御説明しましたとおり、道路設計が完了したことから、都市計画道路区域の幅を道路面幅員から側道部を除く、道路敷幅員へ変更するものでございます。参考としまして、1番、公聴会開催状況につきましては、開催日は令和6年9月3日で、公述人はございませんでした。2番、都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況につきましては、こちらスライドで御説明したとおり、意見書の提出はございませんでした。3番、市町村の意見につきましては、該当する鏡石町からの意見はございませんでした。

続きまして、5 ページをお開き願います。議案第 2050 号、県南都市計画道路の変更について、都市計画道路中 3・5・301 号矢吹停車場線外、2 路線を次のように変更する。本件につきましても、記載内容に変更はございません。左下に記載のとおり、区域につきましては計画図表示のとおりとなります。

6 ページをお開き願います。理由につきましては、まず、3・5・301 号矢吹停車場線は、国道 4 号線の都市計画変更に伴い、終点の位置及び線形を変更いたします。それから、3・3・302 号国道 4 号線、こちらの理由につきましては、鏡石町内の変更と同じでございます。それから、3・3・303 号矢吹棚倉線につきましては、起点側に右折車線を付加するため幅員を変更するものでございます。参考の記載につきましては、県中の区域と同様でございます。

7 ページをお開き願います。市町村の意見につきましては、該当する矢吹町からの意見はございませんでした。説明の方は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それではただいまの御説明に対しまして御質問、御意見等があれば受けたいと思います。対面出席の方は挙手で、リモート参加の方は挙手のアクションかあるいは、声を出していただきたいと思います。

いかがでしょうか。特に御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御意見等ございませんようですので、議案第 2049 号及び議案第 2050 号の議案に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、御異議なしと認めまして、議案第 2049 号及び議案第 2050 号は原案のとおり同意することと決定いたします。本日の審議事項は以上となります。終始、慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。

では、司会を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、御審議ありがとうございました。以上をもちまして第 196 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(開催時間 30 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

11 番 西田 奈保子

---

17 番 大橋 沙織

---